

冷蔵設備規則

規則

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 規則 第 21 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2021 年 6 月 30 日 規則 第 21 号
冷蔵設備規則の一部を改正する規則

「冷蔵設備規則」の一部を次のように改正する。

6 章 試験

6.1 製造工場等における試験

6.1.1 圧力試験及び気密試験

-3.を次のように改める。

-3. 圧力試験は水又は油，気密試験は空気又は適当な不活性ガスあるいはこれらに少量の冷媒ガスを混入したものを使用して行うものとする。なお，当該試験に関する試験の実施にあつては，通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

6.1.2 性能試験等

-1.を次のように改める。

-1. 圧縮機，送風機，一次冷媒ポンプ，ブラインポンプ及びこれらの原動機は，性能試験が行われなければならない。なお，当該試験に関する試験の実施にあつては，通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

附 則

1. この規則は，2021 年 7 月 1 日から施行する。

冷蔵設備規則検査要領

要
領

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 達 第 18 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 30 日 達 第 18 号
冷蔵設備規則検査要領の一部を改正する達

「冷蔵設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

6 章 試験

6.1 として次の 1 節を加える。

6.1 製造工場等における試験

6.1.1 圧力試験及び気密試験

規則 6.1.1-3.にいう「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の見査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

6.1.2 性能試験等

規則 6.1.2-1.にいう「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の見査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

附 則

1. この達は、2021 年 7 月 1 日から施行する。